

# 社協会費納入のお願い

## 社協の会費とは？

社会福祉協議会では、地域住民の皆様が社協活動に参加する意思の表明として会員制度による運営を行っています。

地域住民主体の活動の実現と円滑な事業の推進や各種サービスの提供のために、住民の皆様にご賛同いただき、会費を納入していただいています。

毎年、多くの地域住民の皆様にご支援をいただいている会費には、次のようなものがあります。

- ① 一般会員（市内全世帯を対象） 1口500円
- ② 団体会員（社会福祉に関係のある諸団体及び施設等） 1口1,000円
- ③ 特別会員（企業、企業団体等） 1口5,000円
- ④ 個人会員（篤志家等） 1口1,000円

「毎年、会費の納入をして頂いている地域住民の皆様」は社協会員です。

一般会費は、市内の全世帯を対象に、毎年、各地区社会福祉協議会を通じて、各世帯に五百円をお願いをしています。

集金の方法は、自治会等の会費から一括して納入する方法など、各地区で様々です。地域の年会費一括徴収の場合は、その中に社協会費の五百円が含まれています。

社協は毎年、地域住民の皆様から会費を頂戴しており、納めていただいている地域住民の皆様は、**社協の会員**であります。

## 会費は

- ◎地域の福祉にいかされます！
- ◎福祉活動を進めるための原動力となります！
- ◎自主財源の根源となります！

本年度も会費へのご理解をお願いいたします。

# 社協会費の使途

皆様から頂戴した会費は、福祉のまちづくりのために様々な事業に使われています。また、事業などを通じて地域住民の皆様へ還元されているものもあります。

主な事業は、次のとおりです。

- ◆ 地域福祉（福祉のまちづくり）のため
  - ・ ふれあい・いきいきサロン推進事業
  - ・ 地区社会福祉協議会助成事業
  - ・ ツキフェス（ふれあいスポーツフェスティバル）
- ◆ 高齢者福祉のため
  - ・ 友愛訪問事業（支援が必要な一人暮らし高齢者対象）
- ◆ 障害者福祉のため
  - ・ 障がい者団体助成事業
  - ・ 障がい者福祉推進会議
- ◆ 児童福祉のため
  - ・ ファーストスプーン事業
- ◆ ボランティア・福祉教育のため
  - ・ 各種ボランティア養成講座
  - ・ ボランティア活動普及協力校事業（各種学校対象）
- ◆ 情報発信やサービスの提供
  - ・ 社協だより・ボランティアだより発行事業
  - ・ 地域福祉推進大会
  - ・ 車イス貸出事業



▲ふれあい・いきいきサロン（地域福祉）



▲障害者社会参加促進事業（障害者福祉）



▲ファーストスプーン事業（児童福祉）



▲ボランティア養成講座